

山陰における農山漁村の生業と生活

松尾容孝*

まず、山陰の農山村を彩ったかつての生業と、その土地利用、景観の特色を紹介し、ついで現在の地域政策や経済条件のもとで山陰の置かれた位置を素描する。そして、現在の多様化した農村住民にとっての農業の役割と農業経営の動向を地域別に検討する。現在は一部住民だけが農業経営を行う時代への移行過程にあり、事業者として農業を営む新たな生活様式が確立しつつある。また、自給生産もしない非農家や離村住民の土地所有は、充填した生活空間の形成を阻害する共通の地域問題になっている。今後遠くない時期に、都市農村の区別なく、教育などの文化的な生活条件が今以上に重要性を高める社会になろう。

Life and Livelihood in the Farming, Mountain and Fishing Villages of Japan's San-in Region

Yasutaka MATSUO*

This paper first reviews the livelihoods that gave the farming and mountain villages in the San-in region along the Sea of Japan in southwest Japan their distinctive feature as well as the region's land use characteristics and landscape. This is followed by a short description of the status of the San-in region under current local policies, and its economic condition. Then, the role of agriculture among the diverse inhabitants of agricultural villages today and trends in agricultural management are examined for each local area. The region is now in a period of transition to a new era in which only a fraction of its inhabitants are engaged in agriculture, as a new lifestyle in which agriculture is run as a business begins to take hold. At the same time, landholding by non-farmers who do not even engage in subsistence farming and by non-residents who have left the villages has become a concern across the region for impeding a stable system of farming that will eventually form a rich environment for living. In the not so distant future, it is likely that cultural living conditions including education will gain more importance in society than at present, leaving no distinction between urban and rural areas.

1. はじめに

「農山漁村の生業と生活」……はたして、現在、山陰地域にそう呼べる実態があるのか。農山漁村の地域資源を母体にして、多くの住民が生活を営むなり

わい(職業)。生業の語には、労働と生活の不可分の結合、過去から受け継いだ生活様式の厚みが感じられる。ノスタルジーをも抱かせる「生業と生活」は、かつて確かに実在した。

安達生恒を中心とする島根大学の研究者が、過疎を食い止めて地域の振興を図る術として農林業生産力論による維持・再生を主張したのは、山陰がフィールドであった^{1~4)}。それは、農林業・農山村を一体化した生業がそこに展開してきた事実を踏まえて

* 専修大学文学部教授
Professor, School of Literature,
Senshu University
原稿受理 2009年2月20日

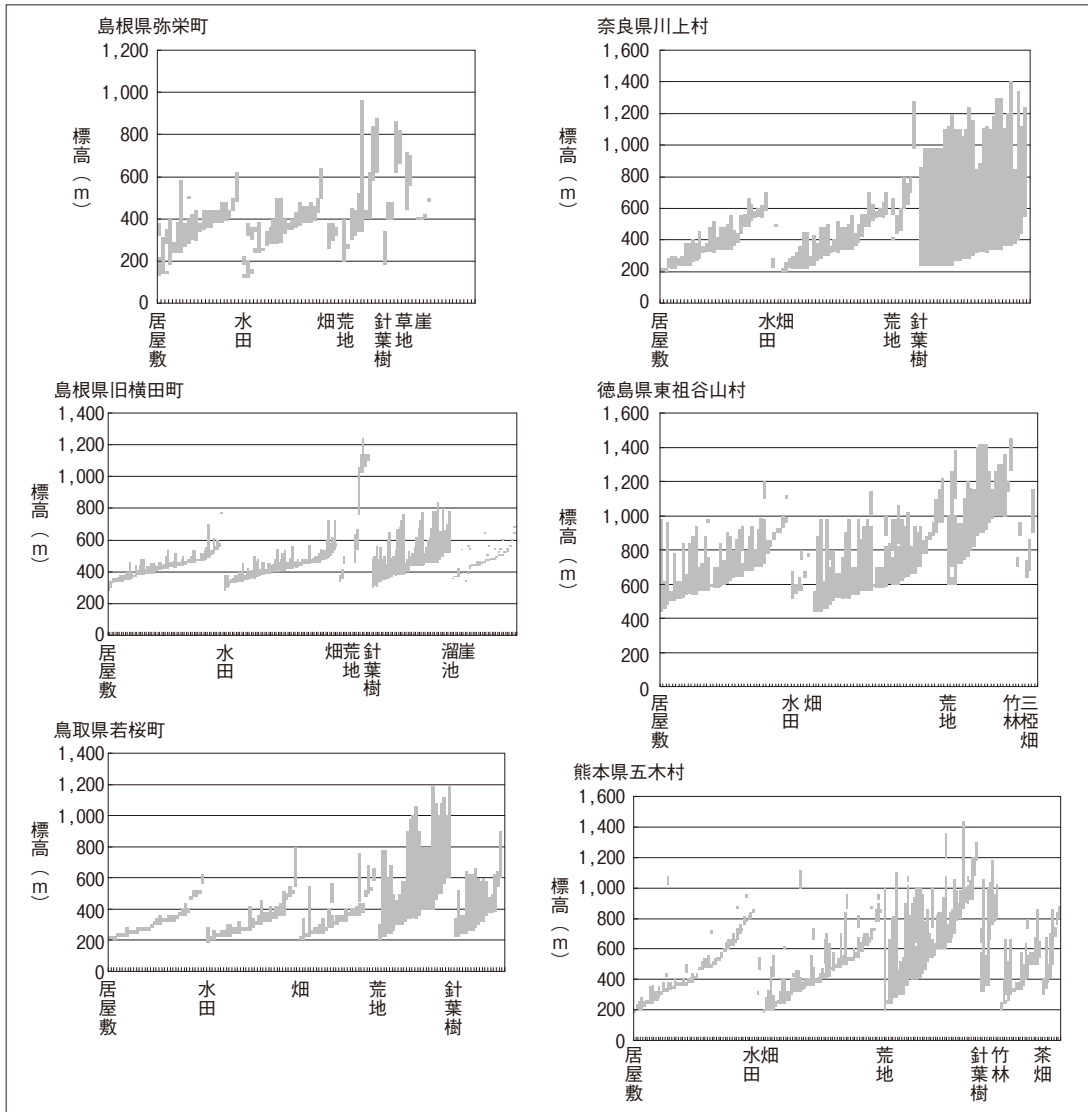


Fig. 1 旧版地形図に見る土地利用・林野利用の地域差：西南日本6町村の比較

である。しかし、今日の農業と林業には、両者がかつてのように生産力的観点から不可分に結びついて経済優位性を実現する動きはほとんどない。農林業生産力論はその意味で過去の説となった。現在は、農業や林業など第1次産業の範疇に閉じないで、地域生産力論としての可能性を模索すべきであろう。

本稿では、まず過去に実在した「生業と生活」を確認し、ついで現代の山陰の農山漁村の実態を踏まえて、生業と生活と呼びうる持続可能な生活様式を模索する。

なお「山陰」の語は古代山陰道に由来し、地理的エリアについては現在いくつかの考えが並存する。

本稿では、鳥取県と島根県の範囲を「山陰」を代表するエリアとみなして対象とする。

2. 近世・近代期における山陰の村々の生業

2-1 旧版地形図にみる山陰の特色

まず、明治大正期旧版5万分の1地形図を用いて、山陰の農山村における土地利用の特色を他地域と比較して、明らかにしよう。旧版地形図は地目界・景観界が明示されており、この作業に適する。

近世期には、現島根県域のうち、石見国の一部を領した浜田藩と津和野藩では楮等の植栽による紙年貢方式による和紙専売制が採られ、それ以外にも各

地のたたら(製鉄場)において、鉄穴流し(砂鉄の採取)や運送などが農民の重要な農間稼ぎとなっていた。また、出雲国を領した松江藩は鉄専売制を採り、稼業鉄師数や鉄穴数を固定して、より製鉄に特化した。これらの国産奨励・専売制は農業の不利を克服する手段であった。前者の地域から弥栄村、後者の地域から旧横田町を選定する。鳥取県では、近代以後に徐々に育成林業が普及した東部の鳥取県若桜町を選定する。

比較として、近世中後期から育成林業に特化していた奈良県川上村、斜面畑に屋敷が分布し和紙生産も行われていた徳島県東祖谷山村、焼畑を営む小農が居住した奥地山村の熊本県五木村を選定した。

これら西南日本の6町村を対象に、地形図中の尾根や谷を参考に、各集落境界を区切り、集落ごとに地目別の土地利用の標高幅を読み取り、それらを低→高順に並べてグラフ化してFig.1を作成した。Fig.1は、農林業が生業として息づいていた時代の土地利用の地域差を明瞭に示している。

農業の不利のため専売制等を布き、明治期以後に林業の整備を進めた山陰ではあるが、それにもかかわらず、山陰の3町村と他の3村では決定的に水田への依存度が異なる。山陰の農山村は水田に依存してきた。山陰が内帯、他の3村が外帯と地体構造を異にし、地形がなだらかな内帯では山間部でも水田が重要なウェイトを占める。グラフから、山陰の農山村ではほぼすべての集落に水田があり、居屋敷は水田の近くに位置して、両者の分布域がほぼ同一帯であることがわかる。これは、水田を軸に据えて生活が営まれていたことを意味し、林野は従的なないし補完的な場であった。林野の用途としては、農地・家畜用の採草地としての利用(地形図上は荒地)のほか、たたらに端を発した製炭が明治期以後盛んになり、脆弱な水田経営規模にとどまる零細農家の生計を支えた。山陰の水田比重の高さは、東北、北陸とともに日本海側の農山村に共通する現象である。グラフから山陰の3町村の特色を比較すると、鳥根県弥栄村では荒地と草地在林間放牧地、崖がたたらによる地形改変と推測できる。地形改変により山間地での新田開発と家の付着が進んだ。横田町では溜池と崖が多く、たたら鉄穴流しによる地形改変や鉄穴流しの技法を用いた新田開発が村内各地で行われていた様子が見取れる。また、横田町では針葉樹林が広く見られるが、たたら燃料採取のため広葉樹が広範囲に伐採された結果と推測される。若桜町

では水田に隣接して集村が主に谷底平野部に立地し、常畑とともに林野が切替畑(地形図上は荒地)として利用され、林野は農畜用の採草と一部針葉樹植林(焼畑跡地植林)に利用されていた。

これに対して、外帯に所在する3村では水田のある集落は少なく、林野を主たる生産生活の場として成り立っていたことがわかる。奈良県川上村は半集村が園地畑をもちつつ谷・迫(サコ)や山地斜面に分布し、針葉樹(杉檜)の植林地が村の最奥部を除く山地斜面を被覆して、荒地も少ない。徳島県東祖谷山村では各集落の家々が標高約400mから1,000mまでの山地斜面に垂直的に幅広く分布し、斜面一帯は山頂近くまで畑が広く開かれている。林野を開墾した畑の近くに家々が付着して生計を営んできたことがわかる。地形図中の道の密度は6町村の中でもっとも高く、斜面を縦横に道が走り、家々・畑・集落間を結んでいる。畑地の一部に工芸作物の三椏が栽培され、和紙が製造されていた。熊本県五木村でも水田はほとんどなく、小村が谷・サコや緩斜面に数多く点在し、集落周辺の畑地とともに、グラフから確認できるように、高い標高域に本村とは別に設けられた出作り小屋+焼畑が基本的な土地利用になっている。それゆえ、焼畑に起因する荒地が広範囲に見られ、一部に焼畑跡地植林、自生する山茶から展開した工芸商品作物の茶畑が確認できる。

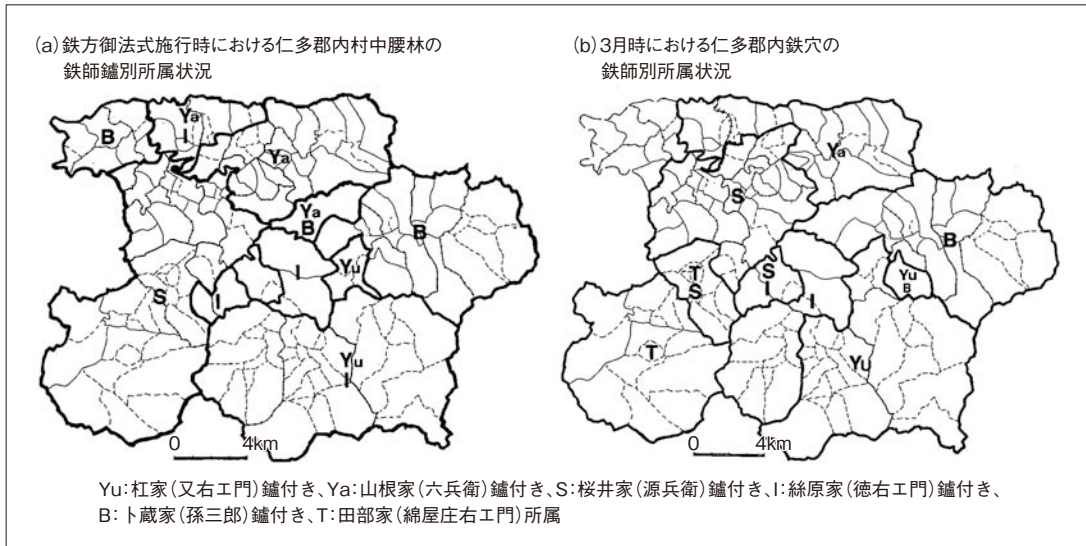
このように、西南日本では、林野を主たる経済活動の場とした外帯の山村と、水田を補完する経済活動を林野に求めた山陰を含む内帯の山村とがコントラストをなしていた。

2-2 歴史的な生業の特色と近代化以後の変化

この節では、地形図以外の資料を活用して、近世近代期の山陰の農山漁村の生業の様子とその後の変化を事例的に紹介しよう。

山陰の鳥取平野、倉吉平野、米子平野、弓浜半島、簸川平野のうち、後3者はたたらによる人為的堆積が農地の拡大に寄与した。鳥取、倉吉、簸川の3平野は日本海側に多い潟湖の埋積により形成された平野で、粘土の比率が高い湿田のため、乾田化が農業近代化の前提となった。簸川平野の高畦(たかうね)農法はその代表例である。佐賀平坦、白石平野、滋賀盆地等と同じく、鋤で深耕・反転して農地を乾燥する重労働によって湿田の悪条件を克服して生産力を確保した⁵⁻⁷⁾。昭和30年代前半の土地改良事業により経営方式は根本的に変革された。

鳥取平野の農地は、地形地質条件に対応して、河



注1) 図中に2名の名がある箇所は寄合(半分ずつ)。旧温泉村域については記載されていない。佐白組については正月時の記録により、山本家に所属するとみなした。

2) 「小馬木村之内、又右工門自分鉄穴ハ又右工門」「八川村之内、徳右工門自分鉄穴ハ徳右工門」。

出典) 参考文献12)。

Fig. 2 享保11(1726)年の出雲国仁多郡における鉄師鑪別の腰林所属状況と鉄師別の鉄穴採取砂鉄所属状況

川灌漑水田、溜池灌漑・天水田、汽水湖陸化水田、砂丘畑、微高地畑に5分類でき、水田の大部分は河川灌漑水田が占めた。灌漑用水網により、千代川大井手用水系、千代川大口用水系、有富川水系、野坂川水系、砂田川水系、袋川水系の6エリアに区分される。河川灌漑では頭首工から取り入れた水を灌漑域内の集落間で分配する。一般に上流の水田を湛水した後下流に配水するので、下流の取水量・取水時期が不利になり上下流の集落間で争いが生じることがある。一方、頭首工からの水は途中で数筋に分流するのが一般的なので、分流水単位での取水争いも生じ、その場合上下流集落は連合体を組織して他の分流水単位と対立する。このように、河川灌漑集落群は相互に利害関係を契機に強固な共同体を形成し、共通資本としての灌漑用水網を維持してきた*1。

米子平野・弓浜半島ではたたらにより上流から供給された土砂の堆積で平野と半島の面積が拡大し、近世後期から新田開発が進行した。米川用水路の整備により灌漑の条件が整い、優良な畑作地帯が形成された。鳥取平野の用水網や米川用水などの灌漑水利体系は今日まで継承されている。

しかし、近年の土地改良では、従来の灌漑用水網

*1 稲作灌漑水利がもたらす集落間関係については、参考文献8)～10)、鳥取平野の用水系に関しては参考文献11)を参照。

とは別に、1枚ごとに直接用水を確保できる耕地が増加している。その恩恵に浴しにくい条件不利な農地が従来からの水利に依存し、その維持管理に苦勞する状況が顕在化している。

以上の平野部とは別に、山間部では、たたら、放牧のほか、柚、木地生産が近世以来営まれたが、明治期以後衰退し、地域変化を生じた。まず、全国の鉄需要の約7割を供給した出雲国松江藩領のたたらは、享保11(1726)年、鉄方御法式により藩が指定した9大鉄師への高殿、大鍛冶、砂鉄、鉄山(炭)の集積を、近世後期から明治期にはさらに林野所有の集積を惹き起こした。Fig.2は、鉄方御法式において決まった仁多郡中の腰林で生産される炭と薪および鉄穴で採取される砂鉄の鉄師別所属を図化したものである。(a)が腰林の所属、(b)が鉄穴の所属を示している。村民による炭や砂鉄の自由な販売を認めると価格差のため供給が偏り藩が指定したすべての鉄師の安定的なたたら生産に支障が生じる危険があるため、藩が仁多郡で生産された炭や砂鉄の販売先を郡内および隣接する飯石郡在住の6鉄師に限定して区分した。腰林とは各村の領域内の里山にあたる林野で、村民が個別に持分林野として利用し、緑肥や生活材を得たほか、鉄師が必要とした薪や小炭を製造して鉄師に販売した。また、鉄穴とは奥山を中心とした林野で、水路を敷いて水洗法により砂鉄

を採取した箇所を指し、18世紀中期以降、濁水問題への対応のため仁多郡全体で125箇所制限されていた。

たたら稼業は明治期に鉄鉱石の溶鉱による製鉄にとって代われ、大正期にはほぼその歴史を閉じたため、旧たたら山村は水田農業+炭焼き生産+山間部放牧の複合地域に変化した。昭和30年代以降、炭焼きと放牧の衰退に伴い、大量の人口が流出して過疎地域となり、土地利用も水田農業+育林生産に変化した。林野は農地解放の対象外のため、旧鉄師は山林地主として今日まで維持され、一般農家は腰林以外の所有山林を欠く小規模経営農家が多い。JAや市町村が集落営農組織の育成と銘柄産地形成を模索し、不利な小規模経営の克服を図っている。

岡山県阿哲郡、蒜山(真庭郡)、大山、三瓶山など、中国地方は近世期から昭和30年頃まで一大山間放牧地を形成してきた。明治中期以後の森林と原野の分離、昭和中期以後の集約牧野拡大と牧野への農地税率の適用が、山間部放牧を徐々に困難にした。さらに、昭和30~40年代に全国各地で牧野造成と畜産産地形成が国営事業により展開されたが、中国山地は対象地とならず、以後山間部放牧は急速に衰退した。山間部放牧地には、春先に火入れする地域と製炭のため火入れをしない地域があったが、放牧衰退後、一部の集約牧野を除き、育林生産地に変化した。

近世期、諸藩には有用材、木材加工品、鳥類営巢、災害防止等に供する藩有の御立山があった。このうち、御立山の有用材の伐採加工を担った地域を柚所という¹³⁾。鳥取藩では現国有林の櫛波山一帯が近世に御立山で、柚としての就労を主に行ったのが近在の芦津村である。八上郡久能寺村や智頭郡駒帰村の御立山にも一部の芦津村民が柚・木挽として就労した。木材の伐採・加工・立木財産把握等の用務期間、芦津村民の一部は櫛波山中や宿所に常宿した。明治初期の職業書出によると、芦津村では柚・木挽・樽師が多数を占め、他に筏師・大工、農民がいる、職能集団の村であった。同一人が複数の職能を備えていた。用務のない年は自村でこれらの生業に従事していたが、明治以後柚所の用務がなくなったのち、大正期までこれらの生業に従事するとともに、明治中後期以後、部落有林野の植林を積極的に進め、一部は財産区に切り替え、早く育成林業を導入した。また昭和後期に育成林業が不振になると、部落有林野のうち天然林で残っていた山林の一部に対して保護林や学習林としての指定を鳥取県から受け、秋の

行楽観光等に対応する態勢を積極的に模索した。これらの取り組みにより、部落有林野の資産価値を高めて、継続的活用を行っている。

岡山県湯原町、鳥取県江府町、関金町、三朝町など、中国山地のブナ帯では一定程度の木地師が近世期に村々と年限契約を交わして山間各地を移動して木地生産を行っていた。しかし明治初期の林野官民有区分や義務教育の導入により移動職能集団としての木地師としての生業と生活は急速に解体した。

農山村とともに、漁村の特色の一例を示そう。鳥取県の沿岸には地先水面漁業権を有する漁村が50以上ある。しかし、海割制を布き錘を結んだ竹束を浮かべた漬け木(漁礁)を設営して排他的・専用的に海面を利用するシイラ漬漁業を営む権利をもつ漁村は、江戸時代以来、田後、網代、酒津、舟磯、夏泊、泊、赤碕、御来屋の8漁村にすぎない*2。シイラは回遊魚で、対馬海流に乗って春から秋まで日本近海を北上するので、九州から東北にかけての日本海側の沖合で古くは釣り、後には旋網で、漬け木の日陰に集まるシイラを捕獲した。シイラ漬漁業が示す事実は、比較的平等な権利関係からなる地先水面漁業権では知りえない、真に漁業に生きてきた村の深層を映している。しかし、今日、シイラ漬漁業は衰退し、漁村単位の申請は行われなくなり、個人別に権利申請する方式に変更された。申請者数も減少の一途をたどり、漬け木方式での操業は1980年代以降皆無に近い。

鳥根県においても同様の変化・衰退を示した。現況では、知事が3年更新で漁師に個人認可する方式で、小型底引き漁業の漁師が休漁期の6~8月に操業している。旧漁協単位で認可漁師数を示すと、2008年現在、大社町1人(旧大社漁協)、大田市いそたけ町2人(旧いそたけ漁協)、大田市しずま町5人(旧わえ漁協)。浜田市の海域方面に出漁、大田市くて町1人(旧大田市漁協)、大田市仁摩町1人(旧にま漁協)、隠岐2人(旧西郷漁協)の計12人とどまる。

山陰の漁村を訪ねる限り、生業ではなく、加工・流通の施設拠点か否かが目立つ地域になっている。

以上、山陰の農山漁村の多彩な生業は、その多くが、近代化の中で消滅し、単純化し、衰退して少数

*2 鳥取県下のシイラ漬漁業については、参考文献14)参照。鳥根県下のシイラ漬漁業漁場図と文書資料については、水産庁中央研究所(旧アチックミュージアム資料)に所蔵されている。

者の事業に姿を変えてしまい、今日も生業として継続し、あるいは景観として刻印されている事例は非常に限られている。

3. 現代の国土政策と山陰の位置

3-1 省庁の地域政策

前章が示すように、山陰の農山漁村に実在した生業と生活の多くはすでに解体し、農林漁業は一部住民の職業に過ぎなくなった。時代の変革を経た今日、共有される生業と生活をどのように措置できるのか。この課題の考察に際して、まず、現代の農山漁村の置かれた状況を確認しておこう。

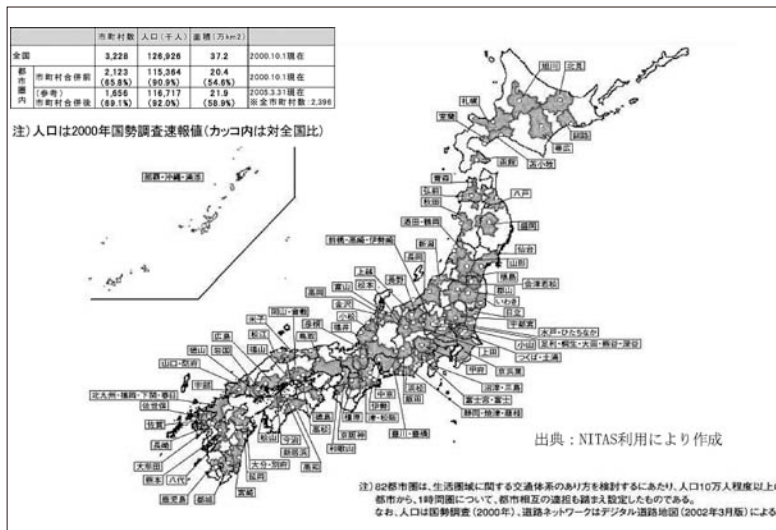
「国土の均衡ある発展」は、第二次大戦後、長く国の方針として掲げられ、この理念に沿って、全国総合開発計画が実施されてきた。しかし、21世紀を迎え、国土交通省はこれに代わって「国土形成計画」を提示した。これは、日本を大小2種類の圏域の集合として捉える。一つは日本を七つから九つの州に区分し、各州が比較的独立した自治をもつ連合体として日本を捉えるいわゆる道州制である。もう一つは、通勤時間1時間をめどに成立している昼間人口20万人ないし30万人以上の中心都市の通勤圏を日常生活圏とみなし、国内に所在する82の日常生活圏域を人々の生活空間として基盤整備する。そのような通勤圏を形成しない中山間地域は、自然共生地域として、基盤整備を行わない。

国土形成計画に基づく国土整備が実行されると、

中心都市の昼間人口20万人通勤圏の場合でも国土の4分の1ほどのエリア、総人口の8%前後が居住する地域が自然共生地域に区分され、全国総合開発計画が暗黙に保証していた基盤整備が行われなくなる。かなりの過疎指定地域はこれに含まれる。中心都市の昼間人口が30万人以上の通勤圏が基準の場合は、より多くのエリアが自然共生地域に区分され、山陰地方は広範なエリアが自然共生地域に編入されることになる(Fig.3)。

総務省は地方自治を重視し、より個々の地域に重点を置いた地域政策を展開する観点から「定住自立圏構想」を提示し、2009年度からの本実施に先立ち、2009年1月以降、30市町、22圏域で先行実施している。昼間人口比率1以上、人口5万人程度以上の都市を中心市とし、そこへの通勤通学率10%程度以上の周辺市町村が中心都市と定住自立圏形成協定を結んで、連携と役割分担により定住自立圏共生ビジョンを立案・実施していく本構想は、人口30万規模から5万人規模までの都市を主たる対象とした施策と言えよう。山陰との関連では、先行実施団体として、米子市・松江市が、圏域内に2中心市をもち、かつ県境を越える圏域形成をはかる複眼型・県境型の定住自立圏、倉吉市が小規模中心市型の定住自立圏の形成を掲げ、取り組みを始めている。これらはともに国土形成計画での中心都市に該当しないため、定住自立圏構想を選択したと推測される。

以上、国土交通省と総務省による2種類の地域政



注) 国土交通省が2000年国勢調査等を基準にして算出し、2005年に作成、ホームページ上に掲載した、30万人通勤圏の条件時の全国の日常生活圏および自然共生地域。

Fig. 3 国土形成計画が設定した82都市圏と自然共生地域

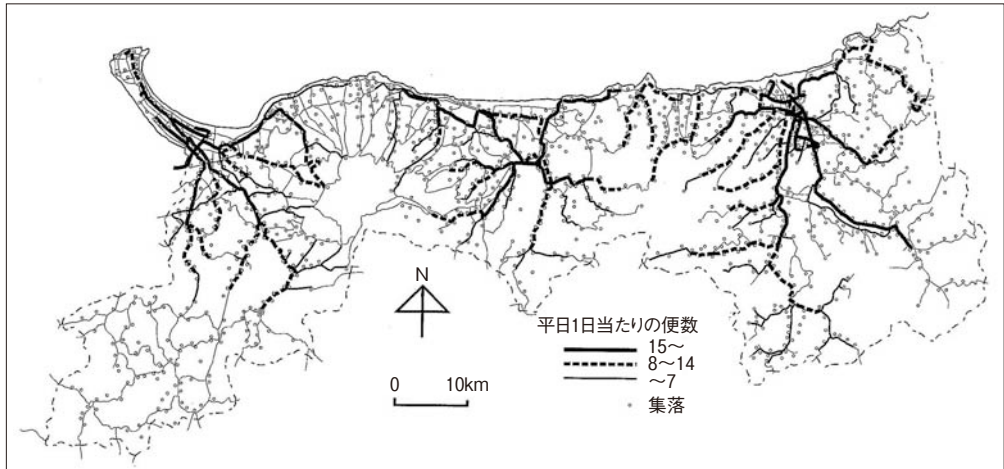


Fig. 4 鳥取県のバス路線：規制緩和後の2006年現在

策を示したが、両政策とも中心都市を核とする結節地域構造による機能地域の形成を目指す共通点を持ち、競合しつつも、人口規模の点で補充関係にある。

3-2 公共交通

生活支援の公共政策は、就業機会・公共交通・居住サービスからなる。日本は直接的な就業機会創出の公共政策が弱い。居住サービスとは医療保健・学校等の公共的施設・光熱下水道や道路等のインフラを指す。ここでは、公共交通について、山陰の農山漁村の状況を見ておこう。

2002年に公共交通の規制緩和政策が導入され、不採算のバス・鉄道路線の廃止が日本各地で拡大した。路線廃止を回避するため市町村が運行会社に財政支援したり、福祉・通学バスを代替運行する例も多い。その財政負担が市町村財政を圧迫している。

規制緩和後の2006年段階の鳥取県下のバス路線図を、運行時刻表を用いて作成した(Fig.4)。運行時刻はほぼ午前6時台から午後9時頃までなので、1時間に1本以上の頻度、1時間に1本弱、需要に応じた特定時間帯だけの運行の3種類に区分して図示した。鳥取、倉吉、米子を結節点にした3バス網運行、3バス網間を結ぶバス路線の不在、中山間地域のバス網の欠如(岩美町小田川一帯、八頭町私都川一帯、若桜町、湯梨浜町東郷川一帯、大山町東部、日南町)が指摘できる。特に日南町は国道181号線と180号線から町内に通じるバス路線が全くなく、若桜町では鳥取市から役場のある中心集落までの路線しかない。

地方のバス会社は、経営上の妥当性は別にして、これまで遠距離輸送などの採算路線の収益を不採算

路線に補填した会計運営により、実質的に地域振興に寄与してきた。しかし、規制緩和政策により採算路線での競合が増して収益性を低下し、不採算路線の切捨てに拍車をかけた。

中山間地域の住民が居住を通じて都市や平野部に対して経済的不利を感じる項目には、たしかに農地・農業条件もあるが、それよりも、教育費、交通費、医療費、物価(物品費)などの生活諸費用の方がはるかに大きい。

したがって、公共交通の規制緩和は農山村における移動費用を増大させて都市部との格差を拡大すると同時に、自動車等の移動手段をもたない老人・通学学生の移動機会を奪った。したがって、地方公共団体によるその補填は必要であるが、実質的に他の公共政策展開の弾力性を低下させている。

3-3 雇用者給与

山陰の農山漁村に住む人々の大半は、現在、主たる職業が第1次産業ではなく第2、3次産業である。彼らの給与所得状態を確認しよう。

県民の給与等の額は、県民1人当たり雇用者報酬により知ることができる*3。これによれば、1996～2000年値、2001～2005年値、2004～2005年値について、鳥取県では429.7万円、413.1万円、405.4万円、一方島根県では442.3万円、428.9万円、417.5万円で

*3 「1人当たり県民所得」は、県民所得を県の総人口で割った値で、個人の所得(給与)水準でなく、企業の利潤なども含む、県経済全体の水準を表す指標である。一方、「県民1人当たり雇用者報酬」は、県民の給与等の平均値を指すので、企業・事業所に勤務する人の給与実態を比較する指標としてよりふさわしい。

あり、ともに近年ほど所得が減少している。全国47都道府県中の鳥取県、島根県の順位は、40位、41位、39位、および34位、34位、35位と若干島根県が上ではあるが、ともに下位3分の1の低所得グループに属する。

3期の雇用者報酬の変動係数は、12.44%、13.0%、13.44%と拡大している。企業所得や財産所得(財産運用収入)も加味した県民所得の変動係数は14.1%、15.0%、15.9%であり、より大きな値で拡大している。したがって、都道府県間の格差は、給与面においても企業活動や財産運用においても拡大していることがわかる。山陰地方は雇用者給与が全国的にも低く、全国的に給与所得の頭打ちの中で地域間の給与所得のばらつきは大きくなり、低位水準への固定化が進行していると、結論づけられる。

このように山陰における第2、3次産業の給与所得は決して高くない。しかしながら、全国的に第1次産業就業者数は急速に減少しており、さらにこの10年の間に半減すると推定されており、山陰においても同様の傾向にある。第1次産業就業者の減少理由の一因として、一般に第2、3次産業の所得のほうが高いことが指摘されているが、現実にはどのように理解するのが妥当であろうか。次にこの点について考察しよう。

3-4 農業統計に見る販売金額と経営類型

上に述べた企業・事業所給与所得の状況に対して、2000年農林業センサスを用いて、農業販売金額が遜色のない状況と言えるのか、それとも劣位の販売金額にとどまるのか、農業はどのような経営類型・作物選択によって支えられているのかについて検討し

たい。また、山陰の農業を相対化する意図から、関東の農業県である栃木県、群馬県を比較の素材に用いる。

農林業センサス農業編に掲載されている、各都道府県の市町村別販売金額別農家数の統計値を用いて、500万円以上の販売金額農家比率をFig.5に示した。鳥取県では4割の大栄町を筆頭に、中部から西部の市町村で2割ないし1割以上の農家が500万円以上の年間販売額を達成している。しかし三朝町や日野

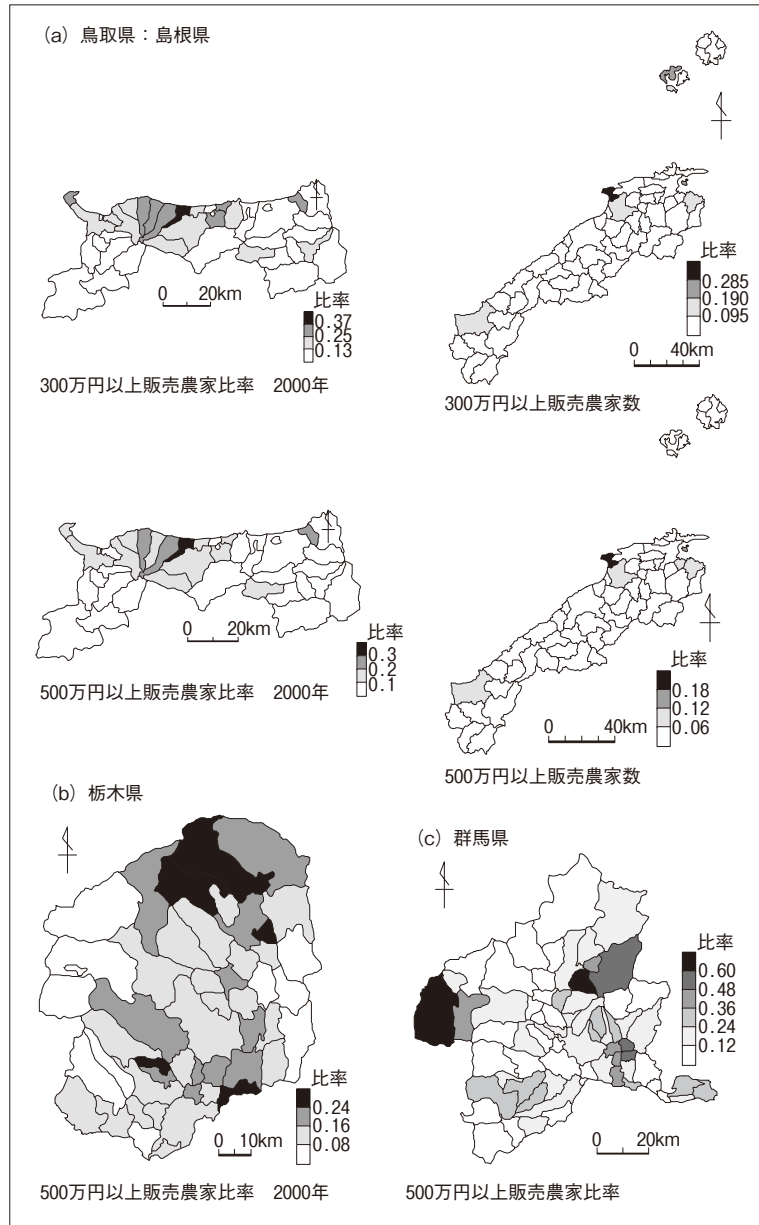


Fig. 5 鳥取県・島根県農家と、栃木県・群馬県農家との農産物販売金額の比較

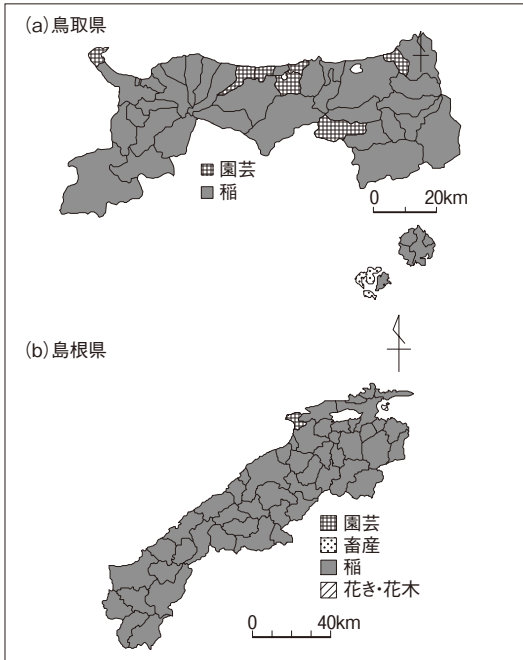


Fig.6 鳥取県と島根県の市町村別農業類型2000年

郡などの農山村地域では販売金額が低く、一定比率以上の農家群が農業で十分な販売金額を確保して経営を維持していく方式が現実的でないことがわかる。一方鳥取県東部では、福部村と佐治村だけが一定比率の農家によって域内農業を維持できる状態にある。

これに対して島根県では、大社町と八束町で2割ないし1割強の農家が500万円以上の年間販売額を達成しているが、大半の市町村の農家は販売金額が300万円にも満たず、農業は一般農家にとって給与所得に匹敵する職業足りえていない。

また、鳥取県・島根県において500万円以上の販売額を確保している市町村は、Fig.6から明らかのように、大半が園芸の比重が高く、大社町の花き・花木も園芸に近い経営類型と位置づけられる。

以上の鳥取県と島根県の状況と比較して、東京大都市圏を消費地にもつ栃木県と群馬県では、より多くの市町村において高所得を得ている農家比率が高く、農業が山陰以上に第2、3次産業に対抗しうる職業となっていることがわかる(Fig.7)。また、その農業類型・作物選択についても、栃木県では稲作農家比率が高い。群馬県では園芸が最大の作目であるが、それ以外にも、工芸作物(こんにゃく)や稲作地帯も見られ、産地形成に際して多様な品目選択の弾力性があることがわかる。

このように、農業経営の面から見れば、鳥取県東

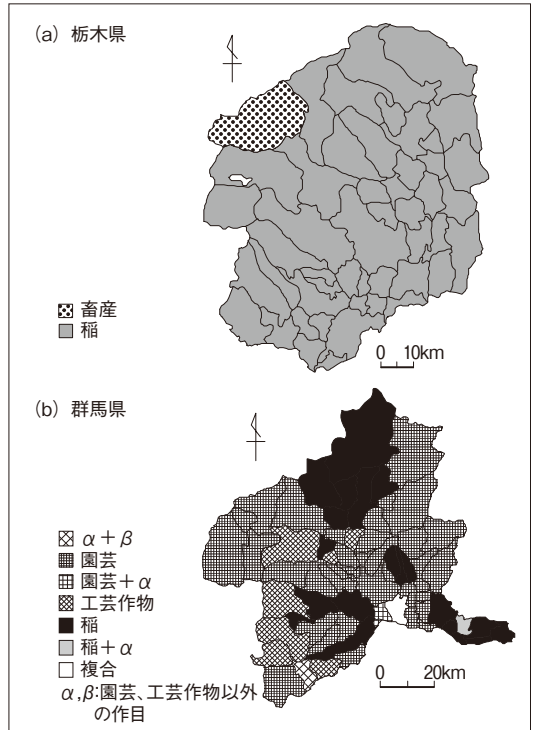


Fig. 7 栃木県と群馬県の市町村別農業類型2000年

部ではかなりの農家が農業からの離脱過程にある。中西部平坦地は園芸産地として主に農業に従事する農家が現在も一定層を占めているが、それでも離農があり、中山間地は農業を基幹産業とする農家が少なく、過半の農家は離脱過程にある。

島根県の農業経営も、同じくかなりの農家が離脱過程にある。島根県の方が鳥取県よりも大半の市町村において農家の平均販売金額が低く、農業に軸足を置かない農家の比率が高いことが推測できる。

次章では、両県の農業について、農林業センサスおよび現地調査によってさらに検討し、山陰の現代農山村の生業と生活について考察しよう。

4. 農業の実態分析：現代の生業と生活を求めて

4-1 2000年2005年農林業センサスからの知見

2000年、2005年両年次の農林業センサスを用いてTable 1を作成した。Table 1から、鳥取県と島根県の農地と農業経営の実態について次の点がわかる。

農家数は大幅に減少しているが、それよりも農家経営耕地の減少率の方が大きい。農地・耕地の減少は農地転用と耕作放棄が主たる要因であるが、Table 1の農家経営耕地の減少は、農家から法人事

業体への経営の移行も大きな要因になっており、法人事業体による農業経営の役割が高くなっている。販売農家も経営面積を拡大しているが、販売農家よりも法人事業体の経営規模の方が大きく、販売農家数の減少率が総農家数の減少率よりはるかに高い。これは、販売農家の法人事業体への組織変更が生じていることを意味する。すなわち、1999年7月制定の「食料・農業・農村基本法」第22条に「農業経営の法人化の推進」が明記されたのを受け、国は5年ごとに「食料・農業・農村基本計画」を立て、経営形態の法人化、認定農業者と集落営農組織への集中的・重点的経営支援施策、担い手不足に対応した特定農業法人と特定農業団体の認定などの農政を展開してきたが、それに対応して、法人事業体が組織され、それらへの農地の集積が現実に行進していると判断できる。会社経営が両県とも順調に増加しているのは積極的な農業経営者の存在を示している。また、鳥取県では準行政的な農協経営の増加が多いのに対して、鳥根県では集落営農など農民たちが経営体を組織する農事組合法人が増加しており、違いが見られる。

その一方で、少なからぬ農地が農業経営に十分生かせない深刻な状態が生じていることを、Table 1は示唆している。農地法は、農地所有を農家に限定するとともに、農家に農業経営を義務づけている。しかし、かなりの農家と元農家(土地持ち非農家)が、農地を所有しているにもかかわらず、農産物販売を行わない自給生産か、自給生産すら行わない。農地を所有する家に占める販売農家の比率は鳥取県で56%、鳥根県では46%にとどまり、離農した土地持ち非農家が鳥取県では22%、鳥根県では31%を占めるに至っている。過疎地をはじめとする農山村では、不在村農地所有者の農地問題が顕在化しており、土地管理および地域農業経営の

Table 1 鳥取県と鳥根県の経営耕地と農家の動向

			鳥取県	鳥根県	
2000年	農家	総農家	総農家数(戸)	37,697	49,480
			実農家数(戸)	37,675	49,421
			経営耕地面積(ha)	30,178	34,187
			1戸当たり経営面積(a)	80	69
	販売農家	農家数(戸)	29,117	36,010	
		経営耕地面積(ha)	28,490	31,571	
		1戸当たり経営面積(a)	98	88	
	自給的農家	農家数(戸)	8,580	13,470	
		経営耕地面積(ha)	1,688	2,616	
農家以外の事業体	法人	農事組合法人	20	31	
		会社	36	37	
		農協	5	11	
		農協以外の団体等	6	19	
		地方公共団体等	8	11	
2005年	農家	総農家	総農家数(戸)	34,969	44,312
			実農家数(戸)	34,941	44,247
			経営耕地面積(ha)	27,169	29,310
			1戸当たり経営面積(a)	78	66
	販売農家	農家数(戸)	24,898	29,301	
		経営耕地面積(ha)	25,258	26,525	
		1戸当たり経営面積(a)	101	91	
	自給的農家	農家数(戸)	10,043	14,946	
		経営耕地面積(ha)	1,911	2,785	
			1戸当たり経営面積(a)	19	19
		土地持ち非農家(戸)		9,737	19,872
	農業経営体	経営体数	25,397	30,086	
		経営耕地面積(ha)	27,339	29,188	
		1経営体当たり面積(a)	108	97	
	法人	農事組合法人	20	81	
		会社	73	102	
		農協	109	61	
		農協以外の団体等	31	23	
	地方公共団体等		0	0	
2000年から2005年までの間の変化(%)		総農家数の増減率	-7.24	-10.44	
		総(農家)経営耕地面積の増減率	-9.97	-14.27	
		販売農家数の増減率	-14.49	-18.63	
		1販売農家当たり経営面積増減率	3.06	3.41	
		法人事業体の増減率	248	172	
		総農家中の販売農家比率の推移	77%→71%	73%→66%	
2005年(%)	総農家と土地持ち非農家の合計に占める販売農家の比率	56	46		

注) 2000年までは農家調査、農家以外の事業体、農業サービス事業体ごとに別の調査票を用いて別々に調査していたのを、2005年は同一調査票で行うようになったため、両年次間で統計項目や統計値が符合しないものがある。2005年の農業経営体数は、個人(≒販売農家)、組織(≒非法人の農家協業体や地方公共団体・財産区など)、法人を合わせた値である。

点で鳥根県内に深刻な市町村が多い。したがって、不十分な利用や未利用の農地を、下記の自給的農家の自営分を除いて、利用可能な状態に土地管理する手立てを講じ、地域単位での農地利用の集約化を模索する必要がある。地域単位での担い手不足対策として設けられた特定農業団体や特定農業法人の役割が高まるであろう。

自給的農家は両県とも1戸当たり19～20アール自営している。市町村間でのばらつきはほとんどないので、山陰の農家の自給生産規模とみなせる。これ

は、雇用者報酬が高くない第二種兼業農家の通勤就業を支える生活の安全弁として、今後も重要である。

このように、一方で経営規模拡大（借地経営・作業受託による農地の集積）と法人経営体化、他方で管理や活用が困難な耕地の増加が、農地条件や過疎化（人口流出率）などの違いによって地域差を伴って併進しており、両者のどちらが域内を優占するかによって地域差が顕在化していく。また中心都市への通勤圏内の農村地帯では、農地を所有して自給分を自営する第二種兼業農家が今後も維持されるであろう。

4-2 現地調査からの知見

2008年現在、鳥取県下には1,162の認定農業者がいる。その中で、法人は88、特定農業法人は17であるが、鳥取県八頭町の旧郡家町に、有限会社形態の2特定農業法人T農場、K農業開発センターが所在する。T農場代表取締役は1976年に借地経営と作業受託を始め、1980年に従業員を雇用するT農場を設立し、1986年に社会保険に加入し、1996年に有限会社として登記した。現在、役員4名（本人、妻、息子、長期社員）、社員6名、臨時雇用8名で90haの借地経営（農業経営受託）、稲刈り・春の田起こし・堆肥散布などの農作業受託、農産物のスーパーや事業者への販売、酒造会社と提携した日本酒醸造とその販売、肥育農家と契約しての飼料生産・出荷等を営んでいる。90haのうち25haは自らが居住する下坂（おりさか）集落30haから、他の耕地も旧郡家町内から借用し、その多くは3km圏内の耕地である。

K農業開発センターは、当初農協組織が立ち上げ、その後独立した有限会社で、役員4名、社員7人、パート1名で、76haの借地経営、農作業受託、業務受託を営む。借地は旧郡家町内から借用、業務受託は、八頭町農業公社が受託した農地を再受託して農業経営している。旧郡家町には約600ha水田があり、両農場で166ha（28%）を集積している。

2経営体とも稲作を主としている。転作奨励金が以前に比べて減額され、冬季が農閑期のため均等な年間就業を組めず、大型稲作経営は収益の確保が難しいと言われるが、T農場では酒米生産と日本酒醸造、農産物の販路の開拓・直売等により、収益を確保している。また、T農場は、借地水田の条件として、採算を重視し、中山間地の奥地や用水等の管理が大変な場所は採算に合わないので借地しないという。これに対して、K農業開発センターは、農地が町内各地に散在して効率性は悪いが、設立の目的「農

地の荒廃を防ぐ」を頑固に守り、原則受託しているという。

以上の2経営体は大規模な借地経営と作業受託により、旧郡家町の担い手不足に対応して農地の集積を実現している*4。しかし、鳥取県東部には2経営体以外にも岩美町、船岡町、宝木、八東町等に法人経営体が所在するが、経営規模は2経営体より小さい。水田維持のために組織化された鳥取県稲作経営者会議の会員も27人を数えるが、大半は個人経営、一部が少数の農事組合法人で、いずれも農地の集積度は小さい。稲作経営者会議には、山間部の若桜町、智頭町、江府町、日野町、日南町の会員はいない。

次に集落営農の状況を見よう。2008年末現在、鳥取県には1,634の農業集落がある。このうち216が、コンバイン・トラクター等の機械保有による協業組織・特定農業法人・集落法人のいずれかの形態で集落営農への組織化を進めている。例えば、30年以上前の圃場整備水田を1筆50aから1haないし2haの大規模圃場に再整備する事業が最近10年の間に岩美町大谷、鳥取市内海中、倉吉市大倉、北条町中北条・下北条で実施された。この事業の結果、5地域は大規模農家（認定農業者）を創出する地域と集落営農を組織化する地域がともに誕生した。中北条では、それまで個別に経営を行っていた6集落が1営農組織を結成して法人化した。一方、主に高齢化と耕作放棄地に悩む中山間地域において、行政による補助事業の支援も受けて、小規模農家が作業受託と農業機械の共同利用により地域の水田農業を維持する集落営農の取り組みが見られる。八頭町、大山町、日南町などに行政の支援を受けている集落営農の例が確認できる。法人化への取り組みには遅速があるが、将来の農事組合法人化を念頭において、これら以外にも10～30ha前後の水田主体の耕地を対象に、多くの集落営農組織が活動している。

これに対して、過疎化と高齢化が先行する島根県では、中山間地域問題はより早くから顕在化していたので、それに対する取り組みの歴史も長く、中山

*4 借地経営は農地を借用して農業経営を行うから、経営のリスクを負う。したがって、条件の悪いところは受託したくない。これに対して、作業受託は経営のリスクを負わず、作業賃収入を得る。したがって、受託地が散在すれば労働効率は下がるが、借地経営に比べれば条件の悪いところも受託しやすい。作業受託組織が育っていない地域では、中山間地域等直接支払い制度のもとで、条件不利地域の農地のなかで林野に編入される箇所が多くなるであろう。

間地域における数十の集落営農が農事組合法人、さらに特定農業法人として認定され活動している。

以上、稲作を中心に農業経営の動向を見たが、鳥取県の園芸農業地域はどうであろうか。

果樹では、柿の場合は手入れが一時的に粗略になっても次の年にも収穫が可能であるが、梨の場合は手入れが悪いと周囲の梨にもすぐ悪影響が出るため、栽培の規模拡大や受委託が難しい。梨農家は70～80a/1軒が多く1ha強が1農家の栽培の上限になっている。柿・梨ともにJAの選果場をその地域の生産組合が借りて選果している。経営者の高齢化、重労働、近年の梨価格の低迷により、2003年から2006年の4年間に鳥取県中部（倉吉、三朝、湯梨浜、琴浦、北栄）において、梨・ぶどう・柿の作付面積は、それぞれ38%、41%、18%減少しており、大幅な生産の縮小が進行している。柿生産も高齢化と後継者不足のため縮小が進行している。栽培地も、労働軽減のため、斜面地から平坦な農地への推移が見られる。

野菜については、積雪のため施設園芸は限られ、露地野菜が多い。旧福部村のらっきょ、北栄町・倉吉市のすいか、大山町のブロッコリーとすいか、米子市弓ヶ浜半島をはじめとする全県下での白ねぎなどが、一定の収入を確保して維持されている。ただし、消費者の嗜好の変化のため、すいか栽培の縮小が見られる。野菜・果樹ともに個別生産と共選共販が定着していて、共同経営のメリットが低い。個人個人の技術で品質のいいものを栽培するので、大規模経営化や集落営農には向かわず、個別に認定農家を取得して、子供が跡を継ぐのが特色である。畜産については酪農が縮小し、畜産全般で飼育費が高騰し、規模拡大と産地間競争が激化するなかで、産地としての地位を低下させつつあると言えよう*5。

以上、農業の動向を検討した。林業については、1980年以前と比較して現在杉檜松価格が2分の1から3分の1前後に値下がり、経営が困難な状況にある。大半の林野は十分な管理が行われていない。

5. おわりに

上記から明らかのように、山陰では、農業経営体

*5 現地調査では、鳥取県農業開発公社、鳥取県農業会議、鳥取県農林水産部経営支援課、鳥取県企画部自治振興課、鳥取県下の農業改良普及所（八頭・倉吉・東伯）、鳥根県農林水産部水産課、田中農場からご教示を得た。

*6 現代の先進国の農村問題については、参考文献15)を参照。

の比率はいっそう低下するものの、土地利用型農業については、平野部で経営体の規模拡大と法人化、農山村では集落営農が進展して農業・農地は維持管理される。園芸は経営者数、経営面積ともに縮小するが、生産形態の点では現状に近い状態が継続すると予測される。畜産は他産地との産地間競争の中で縮小が進行しよう。

イギリスでは、産業革命後100年以上の長期間を通じて農民分解が進行し、農村住民の1割前後だけが農家で彼らが域内のほぼ全耕地を自営する構造になった。日本の農村の現状は、第2種兼業農家による安全弁としての農業経営を残しつつも、個別経営体と集落営農の二本立てでおおむねその方向に向かっていると総括できる。ただし、土地所有に関しては、家産意識のため、現状の所有構造が当分続くであろう。その過程で優良農地が失われるこれまでのような脱法的行為を阻止するため、農地の非農地としての転売を許さない強力な法規制が望ましい。その中で、土地利用型農業部門での新規営農を可能にする施策が模索されるべきであろう。一方で、農地法の改定による非農家への農地所有の開放は、上記の長期的動向を阻害することが懸念される。

今後、一定のより少数の農業経営体による安定経営へと移行する過程で、非農家所有の農地をも含んだ土地管理問題や住民間の同質性の喪失に対応したガバナンスのあり方を確立していくことになる。現実には基本的な生産・生活条件の劣化の進行に悩む農山村であるが、農業が安定的に産業としての持続可能性を増していけば、都市と農村の違いにかかわらず、享受しうる生活の質が職業・居住地選択の条件として重要性を増す*6。現代では、農山村も、土地条件・資源賦存・都市までの距離等の環境にとどまらず、政治システム、技術、余暇・アメニティ、経済、教育や医療等の公共の福祉などの諸側面により大きな社会の影響を強く受け、かつ他地域との比較優位の評価にさらされている。これらの中で、教育・保健衛生の水準、および技術・情報を用いた行動機会が保障された生活空間であるか否か、換言すれば安全・安心な社会、知識(基盤)社会(知識・技術を修得しかつ使える社会)の2条件が重要度を増していくと思われる。都市や一部の地域だけでなく、今後農山村においても日常生活費の範囲内でこれらが実現可能か否かが、農業を生業にすえた生活の再構築によって農山村が存続していく上で重要な条件となっていくであろう。

参考文献

- 1) 喜多野清一、安達生恒、山本陽三編『農山村開発論』御茶の水書房、1974年
- 2) 安達生恒編『農林業生産力論』御茶の水書房、1979年
- 3) 安達生恒『過疎地再生の道』日本経済評論社、1981年
- 4) 永田恵十郎、岩谷三四郎編『過疎山村の再生』御茶の水書房、1989年
- 5) 浜田年騏『簸川平野における高畦－苜蓿農法の展開に関する研究』今井書店、1989年
- 6) 嵐嘉一『近世稲作技術史』農山漁村文化協会、1975年
- 7) 山田龍雄『佐賀県農業史』佐賀県、1967年
- 8) 喜多村俊夫『灌漑水利慣行の史的研究 総論編』岩波書店、1950年
- 9) 喜多村俊夫『灌漑水利慣行の史的研究 各論編』岩波書店、1973年
- 10) 高谷好一「水田の景観学的分類試案」『農耕の技術 1』 pp.5-42、1978年
- 11) 松尾容孝「鳥取平野の農地形態・用排水網・土地生産性と耕地整理・土地改良による変容－資料整理と全般的検討－」『鳥取市史研究』18号、pp.11-47、1997年
- 12) 松尾容孝「たたら地帯における村落の開発と充実－鳥根県仁多郡奥出雲町の2事例による検討－」『専修大学人文科学研究所月報』228号、pp.29-71、2007年
- 13) 吉田冥莫『杣所・山村共同体の研究－ちずごうり あしづむら－』吉田冥莫(自費出版)、1981年
- 14) 松尾容孝「鳥取県下のシイラ漬漁業漁場図」『鳥取大学農学部研究報告』49号、pp.37-46、1996年
- 15) 松尾容孝「先進国の農村問題とPaul J. Clokeの研究の意義」石原潤編『農村空間の研究(上)』、大明堂、pp.66-85、2003年